

新（改正後）（令和4年10月1日）	旧（現行）（令和3年4月1日）
<p style="text-align: center;">委託業務成績評定要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）で、建設局が発注する委託業務（以下「建設局所管委託業務」という。）、都市・交通局が発注する委託業務（以下「都市・交通局所管委託業務」）及び建築局が発注する委託業務（以下「建築局所管委託業務」）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地質・土質調査業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める地質・土質調査業務及び別に定める単純調査業務 二 測量業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める測量業務 三 設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）及び電気通信施設設計業務共通仕様書（平成20年8月27日国技電第15号）（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務 四 設計共通仕様書に定める設計業務 五 用地調査及び物件調査委託関係仕様書（愛知県建設局）に定める用地調査等業務 六 発注者支援業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める発注者支援業務 七 用地補償総合技術業務委託仕様書（愛知県建設局）に定める用地補償総合技術業務 八 建築設計業務委託共通仕様書（愛知県建設局）に定める設計業務 九 建築局発注委託業務のうち、別に定める調査計画業務 <p>2 評定は、1 件の契約金額が250万円以上の委託業務について行うものとする。</p> <p>3 第1項における共通仕様書及び基準に改正があったときは、現に有効な改正内容を適用するものとする。</p> <p>（評定者）</p> <p>第3条 建設局所管委託業務及び都市・交通局所管委託業務における委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに別に定める委託業務監督要領【土木】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。</p> <p>2 建築局所管委託業務における委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに別に定める委託業務監督要領【建築】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。</p> <p>（評定の方法）</p> <p>第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">委託業務成績評定要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）で、建設局が発注する委託業務（以下「建設局所管委託業務」という。）、都市・交通局が発注する委託業務（以下「都市・交通局所管委託業務」）及び建築局が発注する委託業務（以下「建築局所管委託業務」）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 地質・土質調査業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める地質・土質調査業務及び別に定める単純調査業務 二 測量業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める測量業務 三 設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）及び電気通信施設設計業務共通仕様書（平成20年8月27日国技電第15号）（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務 四 設計共通仕様書に定める設計業務 五 用地調査及び物件調査委託関係仕様書（愛知県建設局）に定める用地調査等業務 六 発注者支援業務共通仕様書（愛知県建設局）に定める発注者支援業務 <p>（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 七 建築設計業務委託共通仕様書（愛知県建設局）に定める設計業務 八 建築局発注委託業務のうち、別に定める調査計画業務 <p>2 評定は、1 件の契約金額が250万円以上の委託業務について行うものとする。</p> <p>3 第1項における共通仕様書及び基準に改正があったときは、現に有効な改正内容を適用するものとする。</p> <p>（評定者）</p> <p>第3条 建設局所管委託業務及び都市・交通局所管委託業務における委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに別に定める委託業務監督要領【土木】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。</p> <p>2 建築局所管委託業務における委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに別に定める委託業務監督要領【建築】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。</p> <p>（評定の方法）</p> <p>第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。</p>

新（改正後）（令和4年10月1日）	旧（現行）（令和3年4月1日）
<p>2 第2条第1項第一号から第七号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【土木】により、同項第八号及び第九号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【建築】により行うものとする。</p> <p>3 評定の結果は、同項第一号から第五号に規定する業務にあつては委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）（様式第1-1）、同項第六号及び第七号に規定する業務にあつては評定表（様式第1-2）、同項第八号及び第九号に規定する業務にあつては評定表（様式第1-3）に記録するものとする。</p> <p>（評定の時期）</p> <p>第5条 評定者は委託業務が完了（指定部分完了を除く。）したとき、それぞれ評定するものとする。</p> <p>（評定表の提出等）</p> <p>第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約委託業務又は本庁施行委託業務については建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）に、所長委任委託業務については、所長に提出するものとする。</p> <p>（評定の結果の通知）</p> <p>第7条 建設局長等又は所長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務成績評定結果通知書（様式第2）により通知するものとする。</p> <p>2 前項に定める通知は、第2条第1項第一号から第五号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-1）、同項第六号及び第七号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-2）、同項第八号及び第九号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-3）を添付するものとする。</p> <p>3 第1項に定める通知は、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。</p> <p>（評定の修正）</p> <p>第8条 建設局長等又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。</p> <p>2 建設局長等又は所長は、前項の修正を行ったときは、委託業務成績評定結果再通知書（様式第3）により遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。</p>	<p>2 第2条第1項第一号から第六号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【土木】により、同項第七号及び第八号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【建築】により行うものとする。</p> <p>3 評定の結果は、同項第一号から第五号に規定する業務にあつては委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）（様式第1-1）、同項第六号に規定する業務にあつては評定表（様式第1-2）、同項第七号及び第八号に規定する業務にあつては評定表（様式第1-3）に記録するものとする。</p> <p>（評定の時期）</p> <p>第5条 評定者は委託業務が完了（指定部分完了を除く。）したとき、それぞれ評定するものとする。</p> <p>（評定表の提出等）</p> <p>第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約委託業務又は本庁施行委託業務については建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）に、所長委任委託業務については、所長に提出するものとする。</p> <p>（評定の結果の通知）</p> <p>第7条 建設局長等又は所長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務成績評定結果通知書（様式第2）により通知するものとする。</p> <p>2 前項に定める通知は、第2条第1項第一号から第五号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-1）、同項第六号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-2）、同項第七号及び第八号に規定する業務にあつては項目別評定点（様式第2-3）を添付するものとする。</p> <p>3 第1項に定める通知は、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。</p> <p>（評定の修正）</p> <p>第8条 建設局長等又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。</p> <p>2 建設局長等又は所長は、前項の修正を行ったときは、委託業務成績評定結果再通知書（様式第3）により遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。</p>

新（改正後）（令和4年10月1日）	旧（現行）（令和3年4月1日）
<p>(説明請求等)</p> <p>第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>なお、当該書面は、本庁契約委託業務又は所長委任委託業務にあつては所長に、本庁施行委託業務にあつては建設局長等に提出させるものとし、本庁契約委託業務にあつては、所長は当該書面を建設局長又は都市・交通局長に送付するものとする。</p> <p>2 建設局長等は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書（様式第4）により回答するものとし、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。</p> <p>3 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。</p> <p>4 所長委任委託業務において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。</p> <p>(再説明請求等)</p> <p>第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、回答した者に対して、再説明を求めることができる。</p> <p>2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。</p> <p>3 建設局長等は、第1項による再説明を求められたときは、再説明請求回答書（様式第5）により、本庁契約委託業務にあつては所長を経由し、回答するものとする。</p> <p>4 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。</p> <p>5 所長委任委託業務において、第1項による再説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日以降に完了する委託業務について適用する。</p> <p>2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>3 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>(説明請求等)</p> <p>第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>なお、当該書面は、本庁契約委託業務又は所長委任委託業務にあつては所長に、本庁施行委託業務にあつては建設局長等に提出させるものとし、本庁契約委託業務にあつては、所長は当該書面を建設局長又は都市・交通局長に送付するものとする。</p> <p>2 建設局長等は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書（様式第4）により回答するものとし、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。</p> <p>3 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。</p> <p>4 所長委任委託業務において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。</p> <p>(再説明請求等)</p> <p>第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、回答した者に対して、再説明を求めることができる。</p> <p>2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。</p> <p>3 建設局長等は、第1項による再説明を求められたときは、再説明請求回答書（様式第5）により、本庁契約委託業務にあつては所長を経由し、回答するものとする。</p> <p>4 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。</p> <p>5 所長委任委託業務において、第1項による再説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日以降に完了する委託業務について適用する。</p> <p>2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>